

証券コード4413
2024年5月8日
(電子提供措置の開始日2024年5月1日)

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ森JPタワー17階
株式会社ボードルア
代表取締役社長 富 永 重 寛

第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://www.baudroie.jp/ir/>



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、当社名（ボードルア）又は証券コード（4413）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁のご案内に従って、2024年5月22日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区三田3丁目5番19号
住友不動産東京三田ガーデンタワー2階
ベルサール三田ガーデン RoomC
（昨年とは会場が変更になっています。末尾の株主総会会場ご案内図を参照下さい。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第17期（自2023年3月1日至2024年2月29日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（自2023年3月1日至2024年2月29日）計算書類報告の件

決議事項
議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 4 つの方法がございます。

● 株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2024年5月23日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

● 郵送によるご行使



行使期限

2024年5月22日（水曜日）
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

● パソコン等によるご行使



行使期限

2024年5月22日（水曜日）
午後6時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● スマートフォンによるご行使（スマート行使）



行使期限

2024年5月22日（水曜日）
午後6時30分行使分まで

- 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマートフォン議決権行使ウェブサイト」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください（議決権行使コード・パスワードのご入力不要です）。
- 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコードが記載されています。
※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② スマホのQRコード読み取りアプリを起動します。
※読み取りアプリは事前にインストールをお願いします。

③ ログインQRコードにスマホをかざして読み取ります。
※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

● インターネットによる議決権行使について ●

パソコン等による方法



行使期限

2024年5月22日(水曜日)

午後6時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト

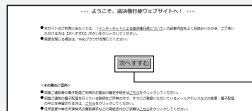
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などでご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社定款の定めにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	とみなが しげひろ 富永重寛 (1981年8月5日)	2007年4月 当社入社 2007年11月 当社 代表取締役社長就任（現） 2023年11月 株式会社オプサリオン 代表取締役社長（現）	7,757,000株
2	ふじい かずや 藤井和也 (1981年6月28日)	2007年4月 当社入社 2018年2月 当社 代表取締役就任 2020年2月 当社 代表取締役経営管理本部長 就任 2022年11月 当社 代表取締役就任 2023年9月 当社 代表取締役経営管理本部長 就任 2023年11月 当社 代表取締役就任（現）	2,865,800株
3	ほどしま よしあき 程島義明 (1982年5月27日)	2007年4月 当社入社 2019年2月 当社 取締役就任 2020年2月 当社 取締役営業統括本部長兼技 術統括本部長就任 2021年1月 当社 取締役営業統括本部長就任 2022年11月 当社 取締役第一営業統括本部長 就任（現）	774,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告をご参照ください。

以上

事業報告

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年3月1日～2024年2月29日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する行動制限や海外渡航制限が緩和されたことなどにより、経済社会活動の正常化が進み、一部に足踏みもみられるものの景気の緩やかな回復基調で推移しました。

一方、足元ではウクライナ情勢に伴う地政学リスクの長期化や、原材料・エネルギー価格の高騰などにより、インフレ懸念が高まっております。これに伴い金融資本市場や景気の先行きは依然として不透明なものとなっております。このような状況の中、IT社会は発展を続けており、デジタル技術の進展・普及に伴い企業の生産性向上や競争力強化を目的とした、IT・DX関連のニーズが高まっていることから、IT投資需要は堅調に推移しております。ITインフラストラクチャに特化した事業を展開する当社グループは、エンタープライズ顧客の拡大と深耕、先端技術分野へ注力しながら事業を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,330,186千円(前年同期比39.8%増)、営業利益は1,567,382千円(前年同期比60.7%増)、経常利益は1,558,439千円(前年同期比50.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,171,690千円(前年同期比47.6%増)となりました。

②設備投資についての状況

重要な設備投資はございません。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より短期借入金として100,000千円、長期借入金として400,000千円の資金調達を行いました。

④他の会社の株式その他の持分等の取得又は処分の状況

当社は、2023年3月17日にALJOY株式会社の発行済株式の100%を取得し、子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	期別	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)
売上高		—	—	5,244,343	7,330,186
経常利益		—	—	1,033,662	1,558,439
親会社株主に帰属する当期純利益		—	—	793,970	1,171,690
1株当たり当期純利益		—	—	50円55銭	74円09銭
総資産		—	—	5,227,584	6,259,712
純資産		—	—	3,714,683	4,197,845
1株当たり純資産額		—	—	234円37銭	267円32銭

- (注) 1. 当社では、第16期より連結計算書類を作成しておりますので、第15期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2023年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	期別	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)
売上高		3,084,973	3,922,944	4,832,546	6,061,399
経常利益		542,494	688,011	1,004,868	1,491,675
当期純利益		415,711	542,774	782,315	1,146,324
1株当たり当期純利益		28円87銭	36円94銭	49円81銭	72円48銭
総資産		2,400,784	3,901,230	5,100,965	5,938,968
純資産		1,277,378	2,905,753	3,703,028	4,160,824
1株当たり純資産額		88円71銭	186円51銭	223円63銭	264円96銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2021年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ZOSTEC	20,000千円	100%	ネットワーク・サーバー インテグレーション
ALJOY株式会社	20,000千円	100%	ネットワーク・サーバー インテグレーション

(4) 対処すべき課題

①技術力強化

多様化してきたITインフラストラクチャ分野の先端技術に対応するため、クラウド分野、ネットワーク仮想化分野、セキュリティ分野の教育に関するプロジェクトチームを組成し、先端分野の技術力向上を図っていく予定であります。

②営業力強化

顧客属性の中で特にエンタープライズ企業（※）において、受注する金額が大きくなる傾向が見られることもあり、今後はこれまで蓄積してきたナレッジをエンタープライズ企業へ重点的に展開することにより、更なる売上の向上につなげたいと考えております。

そのため、技術力のみではなく従来にも増した営業力強化に努めてまいります。

(※) エンタープライズ企業

日経225、日経400、日経500のいずれかに採用されている企業、又は売上が500億円以上の企業

③人材教育

当社グループが関与しているビジネス分野の需要は年々増加傾向にあり、当社グループも会社規模の拡大を積極的に推し進めております。そのため、入社1～3年以内の若手の人数が多くなっており、人材育成が重要な課題となっておりますが、これまでのナレッジを活かして若手の教育に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社グループは、ITインフラストラクチャ分野に特化し、ネットワークやサーバーにおけるコンサルティングから設計、構築、マネージドサービスまで、専門技術を活かしたサービスを提供しております。

(6) 主要な事業所 (2024年2月29日現在)

①当社

本 社 東京都港区

②子会社

株式会社ZOSTEC 本社 (東京都渋谷区)

ALJOY株式会社 本社 (東京都渋谷区)

(7) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,213名	305名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
886名	115名増	28歳	3.7年

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	255,000千円
株式会社きらぼし銀行	179,260千円
株式会社りそな銀行	147,088千円
株式会社みずほ銀行	82,142千円
株式会社商工組合中央金庫	76,200千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,892,600株（うち自己株式224,768株を含む）
- (3) 株主数 1,985名
- (4) 大株主（上位10名の株主）

株主名	持株数	持株比率
富永重寛	7,757,000株	49.51%
藤井和也	2,865,800株	18.29%
程島義明	774,200株	4.94%
小林剛士	700,000株	4.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	465,500株	2.97%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	329,400株	2.10%
BNYM SA / NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	189,271株	1.21%
JPモルガン証券株式会社	188,338株	1.20%
三幣尚史	174,000株	1.11%
野村信託銀行株式会社（投信口）	147,700株	0.94%

- (注) 1. 当社は自己株式を224,768株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項（2024年2月29日現在）

（1）取締役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
富永重寛	代表取締役社長	株式会社オプサリオン 代表取締役社長
藤井和也	代表取締役	
程島義明	取締役 兼第一営業統括本部長	
岡本俊夫	取締役 (常勤監査等委員)	
矢上浄子	取締役 (監査等委員)	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー
瀬尾安奈	取締役 (監査等委員)	公認会計士瀬尾安奈事務所 代表 RSM汐留パートナーズ株式会社 監査役

- (注) 1. 岡本俊夫氏、矢上浄子氏及び瀬尾安奈氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集や重要な社内会議における情報共有及び監査等委員会と内部監査部門の十分な連携を可能とすべく、取締役岡本俊夫氏を、常勤の監査等委員として選定しております。
3. 岡本俊夫氏、矢上浄子氏及び瀬尾安奈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である矢上浄子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である瀬尾安奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び子会社の取締役、子会社の監査役並びに管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。

なお、当該役員等賠償責任保険契約によっても被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因するものや、犯罪行為と認識しながら行った行為等に起因する賠償責任については補填の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る役員の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、代表取締役2名が大株主であり、株主と価値を共有していることから、固定報酬のみの構成とし、個々の取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額の範囲内において、企業規模、グロース上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準を勘案し、また、各々の経営能力、貢献度、役位、職責、在任期間等を考慮して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

現在、当社取締役（監査等委員を除く）の報酬は月例の固定報酬のみであるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬の導入を検討する。

4. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が上記方針に沿った具体的内容を取締役会に上申し、取締役会で決定する。

②当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	89,300 (500)	89,300 (500)	— (—)	— (—)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	— (—)	— (—)	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	102,300 (13,500)	102,300 (13,500)	— (—)	— (—)	11 (8)

- (注) 1. 当社は、2023年5月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役 (監査等委員) に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2023年5月25日開催の定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は3名 (うち社外取締役0名) であります。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2023年5月25日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名 (うち社外取締役3名) であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2021年5月28日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名 (うち社外監査役3名) であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役 (監査等委員)	矢上浄子	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所外国法共同事業	重要な取引その他の関係は ありません
取締役 (監査等委員)	瀬尾安奈	公認会計士瀬尾安奈事務所 RSM汐留パートナーズ株式会社	いずれも重要な取引その他 の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	岡本俊夫	当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査等委員会14回中14回及び監査役会4回中4回に出席いたしました。上場会社とその子会社におけるマネジメント経験及び監査役経験に基づき、当社のコンプライアンスを含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	矢上浄子	社外取締役就任後開催の取締役会14回中14回及び監査等委員会14回中14回に出席いたしました。弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、経営全般のリスク等について助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
	瀬尾安奈	社外取締役就任後開催の取締役会14回中14回及び監査等委員会14回中14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計等について助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,500千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、国際財務報告基準 (IFRS) の比較年度の監査等に係る報酬が含まれております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員である取締役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- ② 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- ④ 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- ⑤ 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- ⑥ 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- ⑦ 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、会社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- ② 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- ② 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、迅速かつ効率的な意思決定を実行する。
 - ② 取締役会を補完する会議体として「経営会議」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。
 - ③ 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
 - ④ 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。
- (5) 当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の子会社については、子会社管理規程により所管部署を定め、当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
 - ② 子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
 - ③ 子会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各子会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
 - ④ 子会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
 - ⑤ 当社の監査等委員である取締役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
 - ⑥ 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、子会社を指導するとともに、子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- (6) 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員である取締役から、監査等委員である取締役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員である取締役と協議のうえ、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
 - ② 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員である取締役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役（監査等委員を除く）の指揮・命令を受けない。

(7) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

① 重要会議への出席

監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員を除く）等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

② 取締役の報告義務

(I) 取締役（監査等委員を除く）その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査等委員である取締役に報告する。

(II) 取締役（監査等委員を除く）は監査等委員である取締役にに対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

(ア) 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容

(イ) 業績及び業績見通しの内容

(ウ) 内部監査の内容及び結果

(エ) 内部通報制度に基づく情報提供の状況

(オ) 行政処分の内容

(カ) 前各号に掲げるもののほか、監査等委員である取締役が求める事項

③ 使用人による報告

使用人は、監査等委員である取締役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査等委員である取締役に直接報告をすることができる。

(I) 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

(II) 重大な法令又は定款違反事実

④ 監査等委員である取締役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした会社の取締役（監査等委員を除く）・使用人及び、子会社の取締役・使用人が監査等委員である取締役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

(8) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役、会計監査人、内部監査室、リスクマネジメント委員会等と監査等委員である取締役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査室、リスクマネジメント委員会等は、監査等委員会又は監査等委員である取締役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員である取締役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

② 外部専門家の起用

監査等委員会又は監査等委員である取締役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

③ 監査等委員である取締役の必要経費

監査等委員である取締役の職務遂行に必要な費用は全て会社が負担する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、社外取締役3名を選任し、全6名の取締役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。

社外取締役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることで取締役会の機能を高めております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社は、法令及び定款の決議事項を含め、会社経営全般に係わる基本方針を審議・決定することを目的として、取締役会を設置し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。取締役会は、取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）3名、監査等委員3名の計6名で構成されておりますが、そのうち監査等委員3名を社外取締役としており、原則毎月1回開催の定時取締役会に加え、決議を要する重要案件が発生した際には臨時取締役会を開催しております。

② 監査等委員会

当社の監査等委員会は社外取締役3名からなり、監査等委員会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。監査等委員会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を随時開催しております。また、監査等委員は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。

また、内部監査室及び会計監査人と連携し、適正な監査の実施に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

-
1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 企業集団及び会社の現況は、特に記載のない限り2024年2月29日現在の状況を記載しております。

連結貸借対照表

2024年2月29日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,336,920	流動負債	1,476,347
現金及び預金	4,250,479	買掛金	15,610
売掛金及び契約資産	989,179	短期借入金	17,000
前払費用	91,640	1年内償還予定の社債	14,000
その他	5,621	1年内返済予定の長期借入金	202,163
		未払金	63,506
		未払費用	603,204
固定資産	922,791	未払法人税等	330,973
有形固定資産	166,527	契約負債	453
建物	138,318	賞与引当金	15,304
工具、器具及び備品	28,208	受注損失引当金	2,797
無形固定資産	471,792	その他	211,334
のれん	471,792	固定負債	585,519
投資その他の資産	284,471	社債	9,000
投資有価証券	3,000	長期借入金	576,519
繰延税金資産	50,079	負債合計	2,061,866
その他	231,392	(純資産の部)	
		株主資本	4,188,302
		資本金	601,421
		資本剰余金	556,842
		利益剰余金	3,730,393
		自己株式	△700,355
		新株予約権	9,543
		純資産合計	4,197,845
資産合計	6,259,712	負債・純資産合計	6,259,712

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

自 2023年 3月 1日
至 2024年 2月 29日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,330,186
売 上 原 価		4,585,700
売 上 総 利 益		2,744,486
販売費及び一般管理費		1,177,103
営 業 利 益		1,567,382
営 業 外 収 益		
受取利息	39	
助成金収入	2,440	
その他	13	2,492
営 業 外 費 用		
支払利息	7,207	
匿名組合投資損失	354	
支払手数料	2,678	
その他	1,195	11,435
経 常 利 益		1,558,439
特 別 利 益		
保険解約返戻金	63,544	
固定資産売却益	389	
資産除去債務戻入益	29,893	93,828
特 別 損 失		
事務所移転費用	30,257	30,257
税金等調整前当期純利益		1,622,010
法人税、住民税及び事業税		455,584
法人税等調整額		△5,264
当期純利益		1,171,690
親会社株主に帰属する当期純利益		1,171,690

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2023年3月1日
至 2024年2月29日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	599,361	554,782	2,558,702	△272	3,712,574
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2,059	2,059			4,119
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,171,690		1,171,690
自 己 株 式 の 取 得				△700,082	△700,082
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,059	2,059	1,171,690	△700,082	475,727
当 期 末 残 高	601,421	556,842	3,730,393	△700,355	4,188,302

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	2,109	3,714,683
当 期 変 動 額		
新株の発行（新株予約権の行使）		4,119
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		1,171,690
自 己 株 式 の 取 得		△700,082
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	7,433	7,433
当 期 変 動 額 合 計	7,433	483,161
当 期 末 残 高	9,543	4,197,845

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ZOSTEC、ALJOY株式会社

(注) 2023年3月17日に株式を取得したことに伴いALJOY株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はございません。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はございません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はございません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はございません。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はございません。

(4) 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はございません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8 ～ 15年

工具、器具及び備品 2 ～ 15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度において該当事項はありません。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

当社グループでは、顧客に対してITインフラストラクチャ分野のコンサルティングから設計、構築、マネージドサービスまで専門技術を活かしたサービスを提供しております。主な履行義務は、顧客の要求・仕様に応じたソリューション提供であり、契約期間に対する役務提供の経過期間や作業時間等に応じて履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、進捗度を合理的に見積ることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で借入金の一部について金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計方針の変更により当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において区分掲記をしておりました「預り金」については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 471,792千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合で生じたのれんは、会社単位を基礎としてグルーピングを行っており、対象会社ごとに買収時に見込んだ事業計画に基づく営業利益の達成状況等を検討し、減損の兆候を把握しております。減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を判定しておりますが、当連結会計年度においては、上記ののれんについて減損の兆候はないと判断しており、減損損失を計上しておりません。

減損の兆候の把握に用いた事業計画は、過去の経営成績の実情を勘案した一定の売上高成長率及び営業利益成長率を基礎としており、これらの仮定には、将来の事業環境の予測が含まれていることから、事業計画と実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度において減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,509千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	400,000千円
借入実行残高	—
差引額	400,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式 (株)	15,841,000	51,600	—	15,892,600

(注) 1. 2023年11月1日付で実施した株式分割(普通株式1株につき2株に分割)に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 新株予約権の行使により普通株式が51,600株増加しております。

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式 (株)	190	224,578	—	224,768

(注) 1. 2023年11月1日付で実施した株式分割(普通株式1株につき2株に分割)に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得224,500株及び単元未満株式の買取78株による増加分であります。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 121,800株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。

資金運用については安全性を重視し、短期的な預金等の金融資産に限定し、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジ目的のために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であり、これらは、流動性リスクに晒されております。

未払法人税等は、1年以内に納付期限が到来するものであり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金及び社債は、主に運転資金を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。社債の償還日は決算日後、最長で2年後であります。

デリバティブ取引は、長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金について、社内規程に従い、取引先の信用調査及び状況確認を定期的に行い、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、取引先別に回収期日管理及び残高管理を行っております。

② 市場リスクの管理

借入金のうち、変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、担当部署が適時金利変動動向をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。また、一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	23,000	22,782	△217
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	778,682	774,923	△3,758
負債計	801,682	797,706	△3,976
(3) デリバティブ取引	—	—	—

（注1）「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,000

(注3) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,250,479	—	—	—
売掛金及び 契約資産	989,179	—	—	—
合計	5,239,658	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	17,000	—	—	—	—	—
社債	14,000	9,000	—	—	—	—
長期借入金	202,163	169,225	159,804	136,087	83,558	27,845
合計	233,163	178,225	159,804	136,087	83,558	27,845

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

- ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はございません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	22,782	—	22,782
長期借入金	—	774,923	—	774,923

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債及び長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて測定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によって測定しております。そのため、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「社債及び長期借入金」参照）。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	合計（千円）
一時点で移転される財又はサービス	—
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	7,330,186
顧客との契約から生じる収益	7,330,186
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,330,186

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	707,286	950,979
契約資産	24,703	38,199
契約負債	—	453

契約資産は、原価回収基準に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられ請求に基づき支払いを受けます。

契約負債は、顧客から受け取った契約期間分の対価の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

また、当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(企業結合等に関する注記)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：ALJOY株式会社

事業の内容：ネットワーク・サーバーインテグレーション事業

(2) 企業結合を行った主な理由

ALJOY株式会社は、当社と同分野である、ネットワーク・サーバー分野に強みを持つ会社であります。ALJOY株式会社が当社グループに加わり、当社の先端技術におけるナレッジを共有し、グループ全体としてより一層の事業拡大を図るため、株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2023年3月17日（株式取得日）

2023年3月1日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年3月1日から2024年2月29日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	350,000	千円
取得原価	350,000	千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用 1,500千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん
322,172千円
- (2) 発生原因
主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。
- (3) 償却方法及び償却期間
9年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその内訳

流動資産	172,326 千円
固定資産	22,243 千円
資産合計	194,569 千円
流動負債	69,620 千円
固定負債	97,121 千円
負債合計	166,741 千円

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産	267円32銭
1 株当たり当期純利益	74円09銭

- (注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2024年3月6日開催の取締役会において、テスト、検証、品質管理業務等を行う株式会社FunClock（本社：東京都港区、以下「FunClock」といいます。）の発行済み株式の一部を取得し（以下「本株式取得」といいます。）その後、当社を株式交換完全親会社、FunClockを株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、会社法第796条第2項に基づき、当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行いました。なお、2024年3月28日を効力発生日とする簡易株式交換によるFunClockの完全子会社化が完了いたしました。

1. 本株式取得及び本株式交換の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社FunClock

事業の内容：テスト、検証、品質管理業務等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、ITインフラストラクチャ分野の中でも、先端技術分野に軸を置いた事業を行っております。また、FunClockはテスト・検証領域に強みを持つ会社であります。

現状、当社の専門人材・高度専門人材が企画・提案から運用フェーズまでを担っておりますが、FunClockのナレッジ及びリソースをITインフラストラクチャにおけるテスト・検証に応用することによって、サービスの効率化を図ることを目的とし、同社を完全子会社することといたしました。

(3) 企業結合日

株式取得日：2024年3月7日

株式交換日：2024年3月28日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得：現金を対価とする株式取得

株式交換：当社を株式交換完全親会社とし、FunClockを株式交換完全子会社とする簡易株式交換

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	—%
現金対価により取得した議決権比率	55.0%
株式交換により取得した議決権比率	45.0%
取得後の議決権比率	100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式取得及び株式交換によりFunClockの議決権の100%を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金） 385,000 千円

取得の対価（自己株式） 385,992 千円

取得原価 770,992 千円

3. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	FunClock (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当て比率 (株式交換比率)	1	110.6797
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：99,610株	

- (注) 1. 当社は、FunClockの普通株式1株に対して、当社普通株式110.6797株を割当交付します（ただし、株式交換の効力発生日時点において当社が保有するFunClockの普通株式を除きます。）。
2. 本株式交換により交付した当社株式は、すべて当社が保有する自己株式を充当しております。
3. 当社は、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公平性・妥当性を確保するため、当社及びFunClockから独立した第三者算定機関として南青山FASを選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果、及び対象会社に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、FunClockの財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しました。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 2,200千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

貸借対照表

2024年2月29日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,911,061	流動負債	1,245,065
現金及び預金	4,029,321	買掛金	17,566
売掛金及び契約資産	787,415	短期借入金	17,000
前払費用	89,117	1年内償還予定の社債	14,000
その他	5,207	1年内返済予定の長期借入金	161,627
		未払金	56,827
		未払費用	507,195
固定資産	1,027,907	未払法人税等	303,849
有形固定資産	159,927	契約負債	453
建物	131,841	受注損失引当金	2,797
工具、器具及び備品	28,086	その他	163,749
投資その他の資産	867,980	固定負債	533,078
投資有価証券	3,000	社債	9,000
関係会社株式	603,000	長期借入金	524,078
繰延税金資産	40,874	負債合計	1,778,144
長期前払費用	38,732	(純資産の部)	
その他	182,373	株主資本	4,151,281
		資本金	601,421
		資本剰余金	556,842
		資本準備金	551,421
		その他資本剰余金	5,421
		利益剰余金	3,693,372
		利益準備金	790
		その他利益剰余金	3,692,582
		繰越利益剰余金	3,692,582
		自己株式	△700,355
		新株予約権	9,543
		純資産合計	4,160,824
資産合計	5,938,968	負債・純資産合計	5,938,968

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2023年 3月 1日
至 2024年 2月 29日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,061,399
売 上 原 価		3,639,171
売 上 総 利 益		2,422,228
販売費及び一般管理費		923,204
営 業 利 益		1,499,023
営 業 外 収 益		
受取利息	37	
助成金収入	2,440	2,477
営 業 外 費 用		
支払利息	5,573	
社債利息	50	
支払手数料	2,678	
匿名組合投資損失	354	
その他	1,169	9,826
経 常 利 益		1,491,675
特 別 利 益		
保険解約返戻金	63,544	
固定資産売却益	389	
資産除去債務戻入益	29,893	93,828
特 別 損 失		
事務所移転費用	30,257	30,257
税 引 前 当 期 純 利 益		1,555,246
法人税、住民税及び事業税	417,302	
法人税等調整額	△8,381	408,921
当 期 純 利 益		1,146,324

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023年3月1日
至 2024年2月29日

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	599,361	549,361	5,421	554,782	790	2,546,257	2,547,047	△272
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	2,059	2,059		2,059				
当 期 純 利 益						1,146,324	1,146,324	
自己株式の取得								△700,082
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	2,059	2,059	-	2,059	-	1,146,324	1,146,324	△700,082
当 期 末 残 高	601,421	551,421	5,421	556,842	790	3,692,582	3,693,372	△700,355

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当 期 首 残 高	3,700,919	2,109	3,703,028
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,119		4,119
当 期 純 利 益	1,146,324		1,146,324
自己株式の取得	△700,082		△700,082
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)		7,433	7,433
当 期 変 動 額 合 計	450,361	7,433	457,795
当 期 末 残 高	4,151,281	9,543	4,160,824

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8 ～ 15年

工具、器具及び備品 2 ～ 15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度において該当事項はありません。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

当社では、顧客に対してITインフラストラクチャ分野のコンサルティングから設計、構築、マネージドサービスまで専門技術を活かしたサービスを提供しております。主な履行義務は、顧客の要求・仕様に応じたソリューション提供であり、契約期間に対する役務提供の経過期間や作業時間等に応じて履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、進捗度を合理的に見積ることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で借入金の一部について金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計方針の変更により当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度において区分掲記をしておりました「預り金」については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 603,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。

当事業年度においては、上記の関係会社株式について実質価額が貸借対照表価額を著しく低下していないと判断しており、評価損を計上しておりません。

実質価額の著しい低下の有無の判定に用いた事業計画は、過去の経営成績の実情を勘案した一定の売上高成長率及び営業利益成長率を基礎としており、これらの仮定には、将来の事業環境の予測が含まれていることから、事業計画と実績に乖離が生じた場合には、翌事業年度における評価金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,119千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	400,000千円
借入実行残高	—
差引額	400,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 10,912千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 80,148千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 224,768株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	493千円
未払事業税	18,684千円
未払事業所税	2,641千円
匿名組合投資損失	4,634千円
フリーレント賃料	13,564千円
その他	856千円
繰延税金資産合計	40,874千円

(収益認識に関する注記)

連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(企業結合等に関する注記)

連結注記表（企業結合等に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	264円96銭
1株当たり当期純利益	72円48銭

(注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社ボードルア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 三井 勇治

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 古川 謙二

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ボードルアの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ボードルア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社ボードルア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 三井勇治

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 古川謙二

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ボードルアの2023年3月1日から2024年2月29日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月19日

株式会社ボードルア 監査等委員会

取締役常勤監査等委員(社外取締役) 岡本 俊夫 ㊟

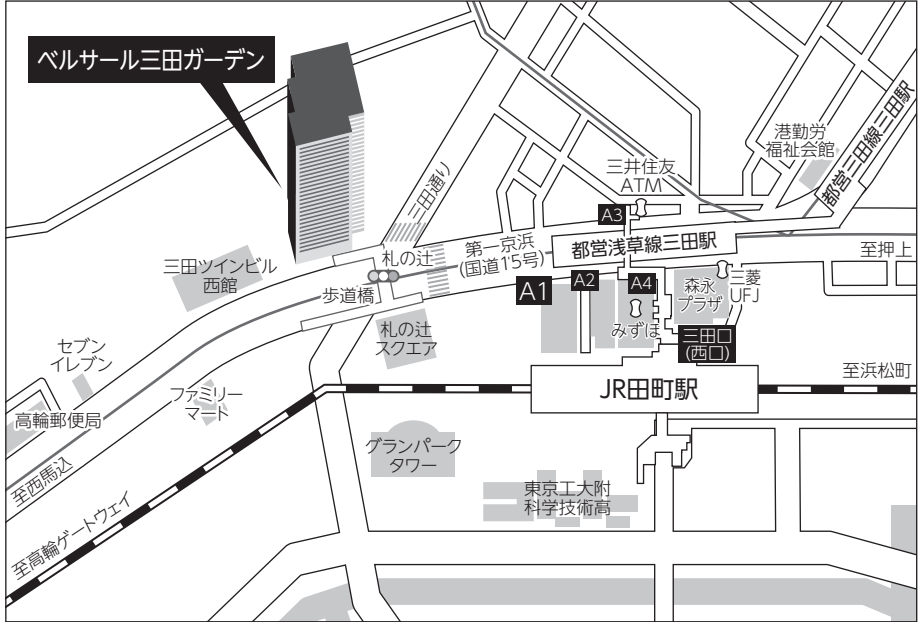
取締役監査等委員(社外取締役) 矢上 浄子 ㊟

取締役監査等委員(社外取締役) 瀬尾 安奈 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区三田三丁目5番19号
住友不動産東京三田ガーデンタワー2階 ベルサール三田ガーデンRoomC
電話 03-6275-1741



- 最寄駅 「田町駅」 三田口（西口）徒歩5分（山手線・京浜東北線）
「三田駅」 A3出口 徒歩4分（三田線・浅草線）

◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がございますので、なるべくご遠慮願います。